

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成29年7月4日
【会社名】	キクカワエンタープライズ株式会社
【英訳名】	KIKUKAWA ENTERPRISE, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菊川 厚
【本店の所在の場所】	三重県伊勢市朝熊町3477番地36
【電話番号】	0596 (21) 1011
【事務連絡者氏名】	常務取締役 出口 行男
【最寄りの連絡場所】	三重県伊勢市朝熊町3477番地36
【電話番号】	0596 (21) 1011
【事務連絡者氏名】	常務取締役 出口 行男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第136期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円

総額51,843,084円

効力発生日

平成29年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款について所要の変更を行う。また、取締役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設する。さらに、その他所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、菊川 厚、菊川 博史、出口 行男、森田 勝利及び高橋 正和の5氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、倉井 有子、杉木 幸一及び澁谷 良輔の3氏を監査等委員である取締役に選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」の承認可決を条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額250,000千円以内と定める。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の承認可決を条件として、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額25,000千円以内と定める。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)	
					可決	賛成の割合
第1号議案	10,553	19	0	(注)1	可決	99.5%
第2号議案	10,556	16	0	(注)3	可決	99.5%
第3号議案						
菊川 厚	10,556	16	0	(注)2	可決	99.5%
菊川 博史	10,556	16	0		可決	99.5%
出口 行男	10,556	16	0		可決	99.5%
森田 勝利	10,556	16	0		可決	99.5%
高橋 正和	10,556	16	0		可決	99.5%
第4号議案						
倉井 有子	10,556	16	0	(注)2	可決	99.5%
杉木 幸一	10,556	16	0		可決	99.5%
澁谷 良輔	10,556	16	0		可決	99.5%
第5号議案	10,553	19	0	(注)1	可決	99.5%
第6号議案	10,553	19	0	(注)1	可決	99.5%

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上